

進学支援寄附金給付規程

平成 29 年 3 月 28 日制定

平成 29 年 4 月 1 日実施

社会福祉法人 ふじの園

児童養護施設 一関藤の園

進学支援寄附金給付規程

平成 29 年 3 月 28 日制定

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 児童養護施設を退所した児童の多くは、進学資金がないために進学をあきらめている。このため、施設入所児童が自己実現と自立のために、自身の最善の道を選ぶことができるよう進学支援寄附金(以下、「寄附金」という。)を募り、適正かつ確実な給付業務を実施するため、本規程を次のように定めるものである。

(原資)

第 2 条 この寄附金の原資は、進学支援を目的として児童養護施設一関藤の園に寄せられた寄附金である。

(給付の申請資格)

第 3 条 この寄附金の給付を受ける児童の申請資格は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 児童養護施設一関藤の園に在籍しており、大学等へ進学する児童
- (2) 学習意欲が高く、進学の目的が明確な児童
- (3) 高等学校在学中の3年間で、欠席日数が 15 日未満の児童
- (4) 喫煙、飲酒、万引き、暴行その他の非行の前歴がない児童
- (5) 施設の生活の決まりを遵守している児童
- (6) 小遣い等の金銭の管理ができる児童
- (7) 保護者(親権者又は未成年後見人)のいない児童、又は保護者がいる場合でも、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童
- (8) 学校長からの推薦を受けた児童
- (9) 進学支援寄附金給付に係る義務の誓約書に同意する児童
- (10) 保護者の同意を得た児童
- (11) 児童の在籍するホーム職員の推薦を得た児童

(給付の対象学校)

第 4 条 給付の対象となる学校は、学校教育法による大学、高等専門学校(ただし、特別育成費の支弁対象となる期間を除く。)、専修学校、各種学校及び職業能力開発校等の職業能力開発促進法に基づいた公共職業能力開発施設としての学校とする。

(給付額)

第 5 条 給付額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条による施設の入学金、授業及び学業に係る指定納付金の実額とする。
- (2) 原資の状況及び保護者の経済的状況により、前号の実額より減額されることがある。
- (3) 給付金は、第 10 条に該当する場合を除き、原則として返済の義務を負わない。

(給付期間)

第 6 条 給付期間は、大学等に進学・入学した時から、その児童の正規の履修過程の終期までとする。

第2章 給付の申請手続きと決定

(申請の手続き)

第7条 この寄附金の給付を希望する児童とその担当職員は、次の申請書等により給付を受けようとする年度の10月31日までに園長に提出しなければならない。

- (1) 進学支援寄附金給付申請書(様式1)
- (2) 作文(様式2)
- (3) 進学支援寄附金給付に係る義務の誓約書(様式3)
- (4) 学校長推薦書(様式4)
- (5) 進学に係る収支計画書
- (6) 高等課程の成績証明書
- (7) 志望する大学等の入学金、授業料等の記載された資料

(給付の決定)

第8条 給付の決定は、前条の申請書類等に基づき、別に定める進学支援寄附金給付委員会(以下、「委員会」という。)を開催し決定する。

- 2 委員会は、書類審査のうえ、申請者と面接を行い給付の可否を決定する。
- 3 給付の可否の結果は、速やかに申請者本人に通知する。
- 4 進学を志望する大学等に合格した際は、速やかに合格通知書の写しと入学金納入通知書を委員会に提出するものとする。

第3章 給付方法、給付の停止・取消と返還

(給付方法)

第9条 給付は申請者から大学等の入学金、授業料及び学業に係る指定納付金の提出を受け、当施設が大学等に直接支払いを行うものとする。

(給付の停止・取消と返還)

第10条 給付受給者が、次の各号に該当すると認められる場合は、在籍する大学等の長の意見を聴取し委員会で審議のうえ、給付金の停止または取消し、返還を求めることができる。

- (1) 退学した場合。
- (2) 長期にわたり欠席または休学したとき。
- (3) 学業成績が不良となったと認められるとき。
- (4) 学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき。
- (5) 進学支援寄附金給付に係る義務を履行しなかった場合。
- (6) 法令等に違反する行為をした場合。
- (7) その他、給付を受けるものとして不適当であると委員会が認めたとき。

(給付の辞退)

第11条 受給者は、事情により給付金受給の辞退を申し出ようとする場合、辞退願いを委員会に提出するものとする。

第4章 受給者の義務

(報告)

第12条 受給者は、毎学期末、学業成績表及び生活状況報告書を委員会に提出するものとする。

(納入通知書の提出)

第13条 受給者は、大学等の授業料及び学業に係る納入通知書を受けた場合、速やかに委員会に納入を願い、提出するものとする。

(届出)

第14条 受給者が次の各号に該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 法令等に違反する行為をした場合。
- (4) 本人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき。

第5章 進学支援寄付金給付委員会

(給付委員会)

第15条 給付を決定するのは進学支援寄付金給付委員会がこれにあたる。委員会の構成等については、別に定める「進学支援寄付金給付委員会規程」による。

第6章 管理・監査等

(管理)

第16条 この寄附金の出納業務は、児童養護施設一関藤の園の出納員とし、必要な書類を整備し、年1回、進学支援寄附金給付委員会に報告しなければならない。また、管理責任者は園長とし、園長は適切に処理されているか常に確認しなければならない。

(監査)

第17条 委員会は給付の決定に係る審議の内容及び出納業務について、年1回以上、法人監事による監査を受けなければならない。

(規程の改定)

第18条 この規程の改定は、理事会の承認を得なければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日から実施する。